

はじめに



国立市は、平成29（2017）年に市制50周年を迎え、今まさに次の50年に向け新しいスタートを切ったところです。市制間もない高度成長による著しい人口増加の時代は、時代の流れと共に人口減少、超高齢化社会といった次の時代に向かっていきます。まちづくりにおいては、増加する人口やその人口に対応する都市機能をいかに計画的にまた、適切に配置するかといった時代から、国立市全体の価値や魅力を向上して活力ある都市として持続する可能性を高めていくといった時代に変化しています。

国立市都市計画マスタープランの改訂は今回が2回目となります。変更・修正の多くは、新たな課題への対応や、様々な時代的要請に対応するものになっています。

国立市基本構想は第5期へと次のステップに移行し、本プランの核となる基本理念についても『ひとにやさしいまちづくり』を新たに掲げ、市民の日常に寄り添う行政と、市民がまちに誇りと愛着を持ち、訪れてみたいまち住み続けたいまちくにたちを作り上げていくという考えのもと、これらの課題、時代的要請への対応に取り組むことといたしました。

超高齢社会においては、社会保障給付費等の増加は一層大きくなる一方で人口減少により税収が減少した場合には、厳しい行政経営が予測されています。このような状況に対応していくためには、高齢者が健康で生活できるまちづくりや、人口減少に負けない地域活力の維持、増加をバックアップするまちづくりを進めていくことが重要です。

このような考えを新たに加え、ここ国立においては10年後も今と変わらない落ち着いた住環境、優れた都市景観、また自然があり、文化・芸術を基軸とした交流と賑わいがあるまちとして発展を続けていく、そのようなまちづくりを行ってまいります。

本改訂にあたっては市民ワークショップ、子育て世帯向けアンケートや市民アンケートなどにより、市民の皆さまや事業者等多くの方々からご意見をいただいたことに感謝申し上げます。また今後のまちづくりに際しても同様にご意見、ご協力をいただけますようお願いいたします。

平成30年6月

永見 理夫

国立市都市計画マスタープラン 第2次改訂版

目 次

| | | |
|------------|--------------------------------|------------|
| 序章 | 都市計画マスタープランの概要 | 序-1 |
| 1 | 都市計画マスタープランの目的と位置づけ | 序-1 |
| 2 | 都市計画マスタープラン改訂の経緯 | 序-3 |
| 3 | 都市計画マスタープラン改訂のポイント | 序-4 |
| 4 | 都市計画マスタープランの基本的な考え方 | 序-5 |
| 第1章 | まちづくりに関わる国立市の概況 | 1-1 |
| 1 | 自然的条件（位置・地勢等） | 1-1 |
| 2 | 歴史的条件 | 1-2 |
| 3 | 社会的条件（人口・都市計画等） | 1-4 |
| 第2章 | 将来都市像 | 2-1 |
| 1 | 基本理念 | 2-2 |
| 2 | まちづくりの進め方 | 2-3 |
| 3 | 目指すまちの姿 | 2-4 |
| 4 | まちづくりを進める7つのテーマ（分野別構想の体系） | 2-9 |
| 5 | 特色あるまちづくりを進める4つの地域（地域別構想の地域区分） | 2-10 |
| 第3章 | 7つのテーマによるまちづくり | 3-1 |
| 1 | 地域特性にあわせた土地利用 | 3-3 |
| 2 | 水と緑と生き物を大切にするまちづくり | 3-15 |
| 3 | 安心して豊かに暮らせるまちづくり | 3-23 |
| 4 | 地域を活性化する産業振興 | 3-33 |
| 5 | 安全で快適なまちづくり | 3-38 |
| 6 | 美しい景観を大切にするまちづくり | 3-45 |
| 7 | 安全に暮らせる災害に強いまちづくり | 3-50 |
| 第4章 | 特色ある地域のまちづくり | 4-1 |
| 1 | 北地域 | 4-2 |
| 2 | 東・中・西地域 | 4-9 |
| 3 | 富士見台地域 | 4-17 |
| 4 | 南部地域 | 4-25 |

| | | |
|------------|----------------------|------------|
| 第5章 | 計画の実現に向けて | 5-1 |
| 1 | まちづくりの役割分担と連携・協働の仕組み | 5-1 |
| 2 | まちづくりの具体化 | 5-2 |
| 3 | まちづくりの推進体制 | 5-3 |
| 4 | 都市計画マスタープランの評価と見直し | 5-4 |
| 資料編 | | 資-1 |

改元後の読み替えについて

「平成31（2019）年5月1日以降の年月日の表記の部分については、改元後は、新元号に読み替えます。」

和暦・西暦の表記について

「図表に出典のあるもの及び第3章に掲載されている関連する主な個別計画欄では和暦の表記としており、西暦は併記していません。」